



# 和歌山県報

発行 和 歌 山 県  
和歌山市小松原通一丁目 1 番地  
毎週火、金曜日発行

## 目 次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

### ○ 規則

- \*18 職員の被服等の貸与に関する規則の一部を改正する規則 (人事課)..... 2  
 \*19 和歌山県流域下水道条例施行規則の一部を改正する規則 (下水道課)..... 3  
 \*20 和歌山県証紙規則の一部を改正する規則 (会計課)..... 5

### ○ 人事委員会規則

- \*7 和歌山県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則 ..... 5  
 \*8 和歌山県人事委員会議事規則の一部を改正する規則 ..... 6

### ○ 教育委員会規則

- \*11 和歌山県教育庁組織規則の一部を改正する規則 ..... 7

### ○ 公安委員会規則

- \*3 和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則 ..... 8  
 \*4 和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 ..... 10

### ○ 告示

- \*274 昭和37年和歌山県告示第671号 (指定地方公共機関の指定) の一部改正 (防災企画課)..... 11  
 275 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活課)..... 11  
 276 新六箇井土地改良区の役員の退任 (農業農村整備課)..... 12  
 277 保安林の指定予定の通知 (森林整備課)..... 12  
 278 保安林予定森林 ( " )..... 12  
 279 保安林の指定 ( " )..... 13  
 280 " ( " )..... 13  
 281 " ( " )..... 13  
 282 保安林の指定施業要件変更予定 ( " )..... 14  
 283 " ( " )..... 14  
 284 平成18年和歌山県告示第548号 (和歌山県沿岸漁業改善資金貸付金の償還金の収納事務の委託) の一部改正 (水産振興課)..... 15  
 285 車両制限令による道路の指定 (道路保全課)..... 15  
 286 " ( " )..... 15  
 287 道路の区域変更 ( " )..... 15  
 288 道路の供用開始 ( " )..... 16  
 289 道路の区域変更 ( " )..... 16  
 290 道路の供用開始 ( " )..... 17  
 291 道路の区域変更 ( " )..... 17  
 292 " ( " )..... 17  
 293 道路の供用開始 ( " )..... 18  
 \*294 平成15年和歌山県告示第428号 (指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関等の名称及び事務取扱店舗等) の一部改正 (会計課)..... 18  
 \*295 和歌山県立図書館文化情報センター附属設備使用料 (教育委員会)..... 18

\*296 和歌山県立体育館附属設備利用料金の額 ( " )..... 20

\*297 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウエーブ附属設備利用料金の額 ( " )..... 20

○ 公安委員会告示

9 鉄砲刀剣類所持等取締法の規定による診断を行う医師の指定 ..... 24

10 " ..... 24

○ 和歌山・徳島連合海区漁業調整委員会指示

1 さわらの漁業 ..... 25

○ 訓令

\*8 和歌山県公文書管理規程の一部を改正する訓令 (総務課)..... 25

\*9 和歌山県物品調達事務規程の一部を改正する訓令 (総務事務集中課)..... 26

○ 会計管理者訓令

\*1 和歌山県つり銭用資金取扱規程の一部を改正する訓令 (会計課)..... 27

○ 公告

紀の川流域下水道の指定管理者の指定 (下水道課)..... 28

紀の川中流流域下水道の指定管理者の指定 ( " )..... 28

都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課)..... 28

規 則

和歌山県規則第18号

職員の被服等の貸与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

職員の被服等の貸与に関する規則の一部を改正する規則

職員の被服等の貸与に関する規則 (昭和39年和歌山県規則第99号) の一部を次のように改正する。

別表第1の5の項中

「

2
2
2
1
1
1

」を「

2
2
3
1
1
1

」に改め、

同表56の項を削り、同表55の項を同表57の項とし、同表25の項から54の項までを2項ずつ繰り下げ、同表24の項を同表25の項とし、同項の次に次のように加える。

26	農林水産総務課里地・里山振興室	棚田地域等の保全活動支援等に 従事する職員	作業服	1	24	
----	-----------------	--------------------------	-----	---	----	--

別表第1の23の項を同表24の項とし、同表22の項を同表23の項とし、同表21の項中「作業靴 (冬)」を「作業服 (冬)」に改め、同項を同表22の項とし、同表15の項から20の項までを1項ずつ繰り下げ、同表14の項中「作業靴 (冬)」を「作業服 (冬)」に改め、同項を同表15の項とし、同表10の項から同表13の項までを1項ずつ繰り下げ、同表9の項中

「

作業服	2	24
ゴム長靴	1	12

」

作業服	2	24	
ゴム長靴	1	12	

を

作業服	2	24	実情に応じて、ズック靴又はゴム長靴のいずれか一方を貸与する。
ズック靴	1	12	
ゴム長靴	1	12	
作業服	2	24	実情に応じて、ズック靴又はゴム長靴のいずれか一方を貸与する。
ズック靴	1	12	
ゴム長靴	1	12	

に改め、

同項を同表10の項とし、同表8の項の次に次のように加える。

9	環境生活総務課南紀熊野ジオパークセンター開設準備室	ジオパーク関連業務に従事する職員	作業靴	1	24	
			ゴム長靴	1	24	
			雨合羽	1	24	

別表第2の6の項中「ヘルメット」を「航空ヘルメット」に改め、同表9の項中

防寒服	を	防寒服	に改め、
安全靴		安全靴 安全帯 ヘルメット 雨合羽	
防寒服		防寒服	
安全靴		安全靴 安全帯 ヘルメット 雨合羽	

同表53の項を削り、同表54の項を同表53の項とする。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

和歌山県規則第19号

和歌山県流域下水道条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県流域下水道条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県流域下水道条例施行規則（平成17年和歌山県規則第104号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>和歌山県流域下水道事業の設置等に関する 条例施行規則</u></p> <p>(目的) 第 1 条 この規則は、<u>和歌山県流域下水道事業の 設置等に関する条例</u>（平成12年和歌山県条例第 80号。以下「<u>条例</u>」という。）の施行に関し必要 な事項を定めるものとする。</p> <p>(損害賠償義務) 第 2 条 <u>条例第 8 条</u>に規定する指定管理者（以下 「<u>指定管理者</u>」という。）は、故意又は過失によ り<u>和歌山県流域下水道事業</u>（以下「<u>流域下水 道事業</u>」という。）の施設及び設備を損傷し、 又は滅失したときは、これによって生じた損害 を県に賠償しなければならない。ただし、知事 が特別の事情があると認めるときは、この限り でない。</p> <p>(指定の申請) 第 4 条 <u>条例第 11 条</u>の申請書の様式は、和歌山県 流域下水道指定管理者指定申請書（別記様式） によるものとする。 2 <u>条例第 11 条</u>の規則で定める書類は、次に掲げ る書類とする。 (1) <u>流域下水道事業の施設の管理に関する事業 計画書及び収支予算書</u> (2)～(7) 略 3 知事は、指定管理者の候補者として適当な団 体を指名し、<u>条例第 11 条</u>の規定による申請を求 めるものとする。</p> <p>(事業報告書の作成及び提出) 第 5 条 指定管理者は、毎年度終了後50日以内に 、次の事項を記載した事業報告書を作成し、知 事に提出しなければならない。ただし、年度の 途中において指定を取り消されたときは、当該 取り消された日から起算して50日以内に当該取 り消された日の前日までの事業報告書を提出し なければならない。 (1) <u>流域下水道事業の施設の管理業務の実施状 況</u> (2) <u>流域下水道事業の施設の管理に係る経費の 収支状況</u> (3) 前 2 号に掲げるもののほか、指定管理者に よる<u>流域下水道事業の施設の管理の実態を把握 するために必要なものとして別に定める事 項</u></p> <p>(委任) 第 6 条 この規則に定めるもののほか、<u>流域下水 道事業への地方公営企業法</u>（昭和27年法律第29 2号）第 2 条第 2 項に規定する財務規定等の適 用に関し必要な事項は知事が、<u>流域下水道事業 の施設の管理に関し必要な事項は知事又は知事 の承認を受けて指定管理者が、それぞれ別に定 める。</u></p> <p>別記様式（第 4 条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">和歌山県流域下水道指定管理者指定申請書 略 和歌山県流域下水道事業の設置等に関する</p> </div>	<p style="text-align: center;"><u>和歌山県流域下水道条例施行規則</u></p> <p>(目的) 第 1 条 この規則は、<u>和歌山県流域下水道条例</u>（ 平成12年和歌山県条例第80号。以下「<u>条例</u>」と いう。）の施行に関し必要な事項を定めるもの とする。</p> <p>(損害賠償義務) 第 2 条 <u>条例第 3 条</u>に規定する指定管理者（以下 「<u>指定管理者</u>」という。）は、故意又は過失によ り<u>流域下水道の施設及び設備</u>を損傷し、又は 滅失したときは、これによって生じた損害を県 に賠償しなければならない。ただし、知事が特 別の事情があると認めるときは、この限りでな い。</p> <p>(指定の申請) 第 4 条 <u>条例第 6 条</u>の申請書の様式は、和歌山県 流域下水道指定管理者指定申請書（別記様式） によるものとする。 2 <u>条例第 6 条</u>の規則で定める書類は、次に掲げ る書類とする。 (1) <u>流域下水道の管理に関する事業計画書及び 収支予算書</u> (2)～(7) 略 3 知事は、指定管理者の候補者として適当な団 体を指名し、<u>条例第 6 条</u>の規定による申請を求 めるものとする。</p> <p>(事業報告書の作成及び提出) 第 5 条 指定管理者は、毎年度終了後50日以内に 、次の事項を記載した事業報告書を作成し、知 事に提出しなければならない。ただし、年度の 途中において指定を取り消されたときは、当該 取り消された日から起算して50日以内に当該取 り消された日の前日までの事業報告書を提出し なければならない。 (1) <u>流域下水道の管理業務の実施状況</u> (2) <u>流域下水道の管理に係る経費の収支状況</u> (3) 前 2 号に掲げるもののほか、指定管理者に よる<u>流域下水道の管理の実態を把握するた めに必要なものとして別に定める事項</u></p> <p>(委任) 第 6 条 この規則に定めるもののほか、<u>流域下水 道の管理に関し必要な事項は、知事又は知事の 承認を受けて指定管理者が別に定める。</u></p> <p>別記様式（第 4 条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">和歌山県流域下水道指定管理者指定申請書 略 和歌山県流域下水道条例第 6 条の規定によ</p> </div>

条例第11条の規定により、流域下水道事業の施設の指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

り、流域下水道の指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

和歌山県規則第20号

和歌山県証紙規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県証紙規則の一部を改正する規則

和歌山県証紙規則（昭和39年和歌山県規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第 1（第 2 条関係） 和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）に基づく次に掲げる手数料 1 <u>国際課が行う旅券法（昭和26年法律第267号）の施行に関する事務に係る手数料（納入者が現金による納付を希望する場合に限る。）</u> 2～10 略</p> <p>別表第 2（第 5 条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>売りさばき機関</p> <p>海草振興局健康福祉部 海草振興局建設部 海草振興局建設部海南工事事務所 那賀振興局地域振興部 伊都振興局地域振興部 有田振興局地域振興部 有田振興局健康福祉部 日高振興局地域振興部 日高振興局健康福祉部 西牟婁振興局地域振興部 東牟婁振興局地域振興部 東牟婁振興局健康福祉部串本支所 東牟婁振興局串本建設部 和歌山県税事務所 紀北県税事務所 紀中県税事務所 環境衛生研究センター 動物愛護センター 高等看護学院 和歌山産業技術専門学院 田辺産業技術専門学院 工業技術センター</p> </div>	<p>別表第 1（第 2 条関係） 和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）に基づく次に掲げる手数料 1～9 略</p> <p>別表第 2（第 5 条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>売りさばき機関</p> <p>国際課 海草振興局健康福祉部 海草振興局建設部 海草振興局建設部海南工事事務所 那賀振興局地域振興部 伊都振興局地域振興部 有田振興局地域振興部 有田振興局健康福祉部 日高振興局地域振興部 日高振興局健康福祉部 西牟婁振興局地域振興部 東牟婁振興局地域振興部 東牟婁振興局健康福祉部串本支所 東牟婁振興局串本建設部 和歌山県税事務所 紀北県税事務所 紀中県税事務所 環境衛生研究センター 動物愛護センター 高等看護学院 和歌山産業技術専門学院 田辺産業技術専門学院 工業技術センター</p> </div>

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第7号

和歌山県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月29日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

和歌山県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

和歌山県人事委員会事務局組織規則（昭和27年和歌山県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改

正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																							
<p>(組織) 第 2 条 事務局に、総務課及び職員課を置く。</p> <p>(局長、課長等) 第 5 条 次の表の左欄に掲げる事務局の組織にそれぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務はそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th>組織</th> <th>職</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">課</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる組織にそれぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>組織</th> <th>職</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">課</td> <td>主幹</td> <td>上司の命を受け、特に指定された事務に従事する。</td> </tr> <tr> <td>課長補佐</td> <td>上司の命を受け、特に指定された事務に従事する。</td> </tr> <tr> <td>主任</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	組織	職	職務	略	略	略	課	略	略	略	略	組織	職	職務	略	略	略	課	主幹	上司の命を受け、特に指定された事務に従事する。	課長補佐	上司の命を受け、特に指定された事務に従事する。	主任	略	略		<p>(組織) 第 2 条 事務局に次の表の左欄に掲げる課を置き、当該課にそれぞれ同表の右欄に掲げる係を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tbody> <tr> <td>総務課</td> <td>庶務係 任用係</td> </tr> <tr> <td>職員課</td> <td>給与係 公平係</td> </tr> </tbody> </table> <p>(局長、課長等) 第 5 条 次の表の左欄に掲げる事務局の組織にそれぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務はそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th>組織</th> <th>職</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">課</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>係</td> <td>係長</td> <td>上司の命を受け、その係に属する事務を処理し、所属職員を指揮監督する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる組織にそれぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>組織</th> <th>職</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">課</td> <td>主任</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	総務課	庶務係 任用係	職員課	給与係 公平係	組織	職	職務	略	略	略	課	略	略	略	略	係	係長	上司の命を受け、その係に属する事務を処理し、所属職員を指揮監督する。	組織	職	職務	略	略	略	課	主任	略	略	
組織	職	職務																																																						
略	略	略																																																						
課	略	略																																																						
	略	略																																																						
組織	職	職務																																																						
略	略	略																																																						
課	主幹	上司の命を受け、特に指定された事務に従事する。																																																						
	課長補佐	上司の命を受け、特に指定された事務に従事する。																																																						
	主任	略																																																						
	略																																																							
総務課	庶務係 任用係																																																							
職員課	給与係 公平係																																																							
組織	職	職務																																																						
略	略	略																																																						
課	略	略																																																						
	略	略																																																						
係	係長	上司の命を受け、その係に属する事務を処理し、所属職員を指揮監督する。																																																						
組織	職	職務																																																						
略	略	略																																																						
課	主任	略																																																						
	略																																																							

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第8号

和歌山県人事委員会議事規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月29日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

和歌山県人事委員会議事規則の一部を改正する規則

和歌山県人事委員会議事規則（昭和26年和歌山県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(幹事) 第 6 条 事務局長、次長、各課長及び各副課長は、幹事として会議に出席する。	(幹事) 第 6 条 事務局長、次長、各課長、各副課長及び庶務係長は、幹事として会議に出席する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第11号

和歌山県教育庁組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月29日

和歌山県教育委員会教育長 宮 下 和 己

和歌山県教育庁組織規則の一部を改正する規則

和歌山県教育庁組織規則（平成15年和歌山県教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前														
<p>(趣旨) 第 1 条 <u>和歌山県教育委員会</u>（以下「<u>教育委員会</u>」という。）は、<u>事務局</u>として和歌山県教育庁（以下「<u>教育庁</u>」という。）を置き、この規則の定めるところにより、これを組織する。</p> <p>(組織) 第 2 条 略 2 前項に規定するもののほか、次の表の左欄に掲げる課の中に同表の右欄に掲げる室を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">生涯学習課</td> <td style="width: 50%;">人権教育推進室</td> </tr> <tr> <td>スポーツ課</td> <td>プロジェクト推進室</td> </tr> <tr> <td>県立学校教育課</td> <td>特別支援教育室、全国高総文祭推進室</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table> <p>3 略</p> <p>(教育総務局各課の所掌事務) 第 3 条 総務課は、教育政策の総合調整及び県立学校の適正な管理・運営を行うことを任務とし、次の事務を所掌する。 (1)～(5) 略 (6) <u>教育委員会の委員及び教育長の秘書に関すること。</u> (7)・(8) 略 (9) <u>教育委員会に係る審査請求その他の不服申立て、訴訟、和解、あっせん、調停及び仲裁に関すること。</u> (10)～(25) 略</p> <p>第 4 条 給与福利課は、公立学校教職員の給与及び旅費の管理並びに福利厚生並びに教育庁等の職員の給与の管理並びに福利厚生を行うことを任務とし、次の事務を所掌する。 (1)～(7) 略 (8) <u>教育庁等の職員の健康管理に関すること。</u></p>	生涯学習課	人権教育推進室	スポーツ課	プロジェクト推進室	県立学校教育課	特別支援教育室、全国高総文祭推進室	略	略	<p>(趣旨) 第 1 条 和歌山県教育委員会は、事務局として和歌山県教育庁（以下「教育庁」という。）を置き、この規則の定めるところにより、これを組織する。</p> <p>(組織) 第 2 条 略 2 前項に規定するもののほか、次の表の左欄に掲げる課の中に同表の右欄に掲げる室を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">生涯学習課</td> <td style="width: 50%;">人権教育推進室</td> </tr> <tr> <td>県立学校教育課</td> <td>特別支援教育室</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table> <p>3 略</p> <p>(教育総務局各課の所掌事務) 第 3 条 総務課は、教育政策の総合調整及び県立学校の適正な管理・運営を行うことを任務とし、次の事務を所掌する。 (1)～(5) 略 (6) <u>教育委員及び教育長の秘書に関すること。</u> (7)・(8) 略 (9) <u>教育委員会に係る訴訟に関すること。</u> (10)～(25) 略</p> <p>第 4 条 給与福利課は、公立学校教職員の給与及び旅費の管理並びに福利厚生並びに教育庁等の職員の給与の管理並びに福利厚生を行うことを任務とし、次の事務を所掌する。 (1)～(7) 略 (8) <u>教育庁等の職員の健康診断及び健康管理に</u></p>	生涯学習課	人権教育推進室	県立学校教育課	特別支援教育室	略	略
生涯学習課	人権教育推進室														
スポーツ課	プロジェクト推進室														
県立学校教育課	特別支援教育室、全国高総文祭推進室														
略	略														
生涯学習課	人権教育推進室														
県立学校教育課	特別支援教育室														
略	略														

(9)～(14) 略

(生涯学習局各課の所掌事務)

第 6 条 略

第 6 条の 2・第 7 条 略

第 7 条の 2 プロジェクト推進室においては、スポーツ課の所掌事務のうち、前条第 2 号及び第 3 号に掲げる事務 (ワールドマスターズゲームズ 2021 関西並びに東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会に係るものに限る。) を所掌する。

第 8 条 略

(学校教育局各課の所掌事務)

第 9 条 略

第 9 条の 2 略

第 9 条の 3 全国高総文祭推進室においては、県立学校教育課の所掌事務のうち、第 9 条第 10 号に掲げる事務を所掌する。

第 9 条の 4・第 9 条の 5 略

第 10 条 略

第 11 条 健康体育課は、公立学校における体育、健康教育、防災安全教育及び学校給食の充実・推進を図り、児童・生徒の健やかな体づくり及び安全の確保を行うことを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(5) 略

(6) 県立学校教職員の安全衛生管理及び教育庁等の職員の健康診断に関すること。

(7) 和歌山県教職員健康審査会に関すること。

(8)・(9) 略

(10) 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関すること。

(11)～(13) 略

関すること。

(9)～(14) 略

(生涯学習局各課の所掌事務)

第 6 条 略

第 6 条の 2・第 7 条 略

第 8 条 略

(学校教育局各課の所掌事務)

第 9 条 略

第 9 条の 2 略

第 9 条の 3・第 9 条の 4 略

第 10 条 略

第 11 条 健康体育課は、公立学校における体育、健康教育、防災安全教育及び学校給食の充実・推進を図り、児童・生徒の健やかな体づくり及び安全の確保を行うことを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(5) 略

(6) 県立学校教職員の安全衛生管理に関すること。

(7) 和歌山県教育職員健康審査会に関すること

(8)・(9) 略

(10) 日本スポーツ振興センターに関すること。

(11)～(13) 略

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第3号

和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月29日

和歌山県公安委員会委員長 溝 端 莊 悟

和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則

和歌山県警察署組織規則（昭和32年和歌山県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第 1（第 4 条関係） 交番等の所属、名称、位置及び所管区	別表第 1（第 4 条関係） 交番等の所属、名称、位置及び所管区



所属	幹部交 番の 称及び 位置	交番、 警察官 駐在所 及び所 在地受 持の名 称及び 位置	所管区
略			
和歌山 県 つぎ 警察 署	略	略	略
		高野口 交番 (橋本 市高野 口町名 古曾)	橋本市のうち 高野口町応其、高 野口町大野、高野口 町小田、高野口町上 中、高野口町九重、 高野口町嵯峨谷、高 野口町下中、高野口 町竹尾、高野口町田 原、高野口町名倉、 高野口町名古曾、高 野口町伏原、高野口 町向島
		略	略
和歌山 県 田 邊 警 察 署	略	花園警 察官駐 在所 (伊都 郡かつ らぎ町 大字花 園築瀬 )	略
		略	略
略			
和歌山 県 本 串 警 察 署	略	略	略
		すさみ 幹部交 番 (西牟 婁郡す )	略

所属	幹部交 番の 称及び 位置	交番、 警察官 駐在所 及び所 在地受 持の名 称及び 位置	所管区
略			
和歌山 県 つぎ 警 察 署	略	略	略
		高野口 交番 (橋本 市高野 口町名 古曾)	橋本市のうち 高野口町大野、高 野口町小田、高野口 町上中、高野口町九 重、高野口町嵯峨谷 、高野口町下中、高 野口町竹尾、高野口 町名倉、高野口町名 古曾、高野口町向島
		略	略
和歌山 県 田 邊 警 察 署	略	花園警 察官駐 在所 (伊都 郡かつ らぎ町 大字花 園築瀬 )	略
		伏原警 察官駐 在所 (橋本 市高野 口町伏 原)	橋本市のうち 高野口町応其、高 野口町田原、高野口 町伏原
略			
和歌山 県 本 串 警 察 署	略	略	略
		すさみ 幹部交 番 (西牟 婁郡す )	略

	さみ町 周参見 2870番 地の1 )	
略		

	さみ町 周参見 4581番 地の15 )	
略		

別表第 2 (第 4 条の 2 関係)  
検問所等の所属、名称及び位置

所属	検問所、警備派出所及び警察官連絡所の名称及び位置	
	名称	位置
和歌山 県橋本 警察署	略	略
	略	略
	略	略
和歌山 県かつ らぎ警 察署	伏原警察官連絡所	橋本市高野口町伏原
略		

別表第 2 (第 4 条の 2 関係)  
検問所等の所属、名称及び位置

所属	検問所、警備派出所及び警察官連絡所の名称及び位置	
	名称	位置
和歌山 県橋本 警察署	略	略
	略	略
	略	略
略		

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

和歌山県公安委員会規則第4号

和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月29日

和歌山県公安委員会委員長 溝 端 莊 悟

和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

和歌山県道路交通法施行細則（昭和47年和歌山県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正 後		改正 前	
別表第 2 (第10条の 2 関係)		別表第 2 (第10条の 2 関係)	
路線名	区間	路線名	区間
略		略	
主要地方道粉河加太線	略	主要地方道粉河加太線	略
<u>主要地方道粉河加太線</u>	<u>和歌山市直川字舟渡田400番2地先から和歌山市大谷字中得273番16地先まで</u>		
略		略	
主要地方道和	略	主要地方道和	略

歌山橋本線	
主要地方道和歌山橋本線	和歌山市塩屋四丁目67番5地先から和歌山市小雑賀字中浜畑607番1地先まで
略	
主要地方道那智山勝浦線	略
主要地方道和歌山打田線	和歌山市出島字松原104番1地先から岩出市船戸字笑松118番6地先まで
略	

歌山橋本線	
略	
主要地方道那智山勝浦線	略
略	

## 附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

## 告 示

## 和歌山県告示第274号

昭和37年和歌山県告示第671号（指定地方公共機関の指定）の一部を次のように改め、平成31年4月1日から施行する。

平成31年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

本文中「有田交通株式会社」を「有田交通株式会社 株式会社南紀白浜エアポート」に改める。

## 和歌山県告示第275号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成31年4月8日まで縦覧に供する。

平成31年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 申請年月日

平成31年3月8日

## 2 名称

特定非営利活動法人子どもの生活支援ネットワークこ・はうす

## 3 代表者の氏名

谷口知美

## 4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市楠見中65-21

## 5 定款に記載された目的

この法人は、子どもの権利条約の精神を基盤として、生活に困難を抱える家庭の子どもたちを対象とする学習・生活支援活動、居場所づくりを行い、子どもの発達・成長を支援する。また、当事者間および支援者のネットワーク構築により、子どもの社会参画や進路選択の拡充を図るとともに、貧困問題の解決に寄与することを目的とする。

## 和歌山県告示第276号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、新六箇井土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成31年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

退任した役員（平成29年5月10日退任）

職名	氏 名	住 所
理事	松下忠宣	和歌山市北島256番地

## 和歌山県告示第277号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成31年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 新宮市熊野川町相須字時田316の1、316の2、317、317の1、318から320まで
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字時田318・319（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第278号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成31年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市秋津川字宝槌2828の13
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 和歌山県告示第279号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成31年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 田辺市上野字洞861の1、861の2、861の4、861の6
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 和歌山県告示第280号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成31年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 田辺市面川字大熊393の1、393の3、字柿平691
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 和歌山県告示第281号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成31年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 田辺市鮎川字鉛山3388の8、3389から3394まで

2 指定の目的 水源の<sup>かん</sup>涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 和歌山県告示第282号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成31年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 和歌山県告示第283号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成31年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第284号

平成18年和歌山県告示第548号（和歌山県沿岸漁業改善資金貸付金の償還金の収納事務の委託）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から適用する。

平成31年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

告示中 「戸坂漁業協同組合  
有田箕島漁業協同組合」 を「有田箕島漁業協同組合」に改める。

#### 和歌山県告示第285号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号のイの規定に基づき、道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認める道路を次のとおり指定する。

平成31年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

##### 1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
主要地方道 粉河加太線	和歌山市直川字舟渡田400番2地先から和歌山市大谷字中得273番16地先まで

##### 2 指定する期日

平成31年4月1日

#### 和歌山県告示第286号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認める道路を次のとおり指定する。

平成31年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

##### 1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
主要地方道 粉河加太線	和歌山市直川字舟渡田400番2地先から和歌山市大谷字中得273番16地先まで
主要地方道 和歌山橋本線	和歌山市塩屋四丁目67番5地先から和歌山市小雑賀字中浜畑607番1地先まで
主要地方道 和歌山打田線	和歌山市出島字松原104番1地先から岩出市船戸字笑松118番6地先まで

##### 2 指定する期日

平成31年4月1日

#### 和歌山県告示第287号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告

示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成31年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 粉河加太線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
和歌山市楠本字免イ田1番64地先から同市島字久保26番1地先まで	旧	25.09 } 43.94	23.74	
同上	新	35.37 } 48.11	23.74	

**和歌山県告示第288号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成31年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 粉河加太線

供用開始の区間 和歌山市楠本字免イ田1番64地先から同市島字久保26番1地先まで

供用開始の期日 平成31年3月29日

**和歌山県告示第289号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成31年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 和歌山橋本線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
和歌山市秋葉町133番3地先から同市和田字静火501番1地先まで	新	22.33 } 55.10	3,702.00	和歌川大橋 L=95.70 宝恵橋 L=77.60 和歌山海南線重用区間 L=294.00 三田三葛線重用区間 L=2,055.00



**和歌山県告示第290号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成31年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 和歌山橋本線

供用開始の区間 和歌山市秋葉町133番3地先から同市和田字静火501番1地先まで

供用開始の期日 平成31年3月29日

**和歌山県告示第291号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成31年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 田辺印南線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
田辺市秋津川字栄谷4032番2地先から同市秋津川字栄谷4032番10地先まで	旧	4.10 } 5.90	62.70	
同上	新	4.50 } 9.50	62.70	

**和歌山県告示第292号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成31年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 柏御坊線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考

日高郡日高町大字志賀字折戸1746番1地先から同町大字志賀字折戸1750番1地先まで	旧	6.19 } 9.86	163.90
同上	新	11.88 } 31.36	164.80

## 和歌山県告示第293号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成31年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 柏御坊線

供用開始の区間 日高郡日高町大字志賀字折戸1746番1地先から同町大字志賀字折戸1750番1地先まで

供用開始の期日 平成31年3月29日

## 和歌山県告示第294号

平成15年和歌山県告示第428号（指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関等の名称及び事務取扱店舗等）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行する。

平成31年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

3 収納代理金融機関の表中「株式会社関西アーバン銀行」を「株式会社関西みらい銀行」に改める。

## 和歌山県告示第295号

和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）別表第1第22項第2号の規定により、和歌山県立図書館文化情報センター附属設備使用料を次のように定め、平成31年10月1日から適用する。

なお、平成30年和歌山県告示第992号（和歌山県立図書館文化情報センター附属設備使用料）は、平成31年9月30日限り廃止する。

平成31年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 和歌山県立図書館文化情報センター附属設備使用料

種別	設 備 の 名 称		単 位	使 用 料 (1日につき) 円
メディア・アート・ホール	舞 台	グランドピアノ（スタインウェイ D-274）	1台	11,110
		グランドピアノ（スタインウェイ M-170）	1台	5,870
		演壇	1卓	330
		花台	1個	110
		セリ	1基	330
A V 設	LDプレイヤー	1台	1,490	
	16ミリ映写機	1台	1,820	

備	35ミリスライド映写機		1台	1,490	
	液晶プロジェクター		1台	1,490	
	DVDプレイヤー		1台	1,490	
	スクリーン		1面	740	
	操作卓(調整室)		1式	2,670	
	カセットテープレコーダー		1台	1,390	
	オープンリールテープレコーダー		1台	1,390	
	DATレコーダー		1台	1,820	
	CDプレイヤー		1台	1,390	
	MDプレイヤー		1台	1,390	
	オーディオミキサー		1台	1,390	
	エコーマシン		1台	1,390	
	デジタルマルチプロセッサ		1台	1,820	
	グラフィックイコライザー		1台	640	
	マイクロフォン		1台	330	
	ワイヤレスマイク		1台	740	
	マイクスタンド		1台	330	
	はね返しスピーカー		1台	420	
	照明設備	Aセット(演劇等)		1式	10,680
		Bセット(ピアノ発表会等)		1式	8,010
Cセット(講演会等)		1式	5,340		
サスペンションライト		スポットライト(1KW)		1台	270
		スポットライト(500W)		1台	220
		パーライト(500W)		1台	220
ハロゲンスポットライト(1KW)		1台	1,390		
センターピンスポットライト(700W)		1台	1,390		
アッパーホリゾントライト		1回路	270		
ローアホリゾントライト		1回路	220		
エフェクトスポットライト(1KW)		1台	420		
スパイラルマシン(ミラーボール)		1台	420		
ディスクマシン		1台	420		
フリッカーマシン		1台	420		
プリズムマシン		1台	420		
カッターマシン		1台	420		
講義・研修室	16ミリ映写機		1台	1,820	
	8ミリVTR		1台	1,490	
	35ミリスライド映写機(スライドプロジェクター)		1台	1,490	
	ビデオプロジェクター		1台	1,490	
	OHP		1台	640	
	データビューア(立体OHP)		1台	640	
	S-VHS、VTR		1台	1,490	

	LDプレイヤー	1台	1,490
	カセットテープレコーダー	1台	1,390
	マイクフォン	1台	330
	ワイヤレスマイク	1台	740
	マイクスタンド	1台	330
	操作卓	1台	1,070
控室	控室1 控室2	1室	2,140

備考 使用時間が1日に満たないとき、又は使用時間に1日に満たない端数があるときは、1日として計算する。

### 和歌山県告示第296号

和歌山県立体育館設置及び管理条例（昭和39和歌山県条例第20号）別表第5項の規定により知事が定める額を次のように定め、平成31年10月1日から適用する。

なお、平成27年和歌山県告示第374号（和歌山県立体育館附属設備利用料金の額）は、平成31年9月30日限り廃止する。

平成31年3月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

種 別	単 位	利用料金
体育場冷暖房設備	1時間につき	5,090円
補助体育場冷暖房設備	1時間につき	1,020円
床パネル	1枚1回につき	60円
シャワー室	1人1回につき	60円
扇風機	1台1回につき	360円
フットライト	1式1回につき	720円
ボーダーライト	1列1回につき	2,420円
CDプレイヤー	1台1回につき	720円
テープレコーダー	1台1回につき	720円
電光掲示板	1基1回につき	2,100円
電光秒タイマー	1コート1回につき	1,570円
電源	1kwhにつき	20円

備考 使用時間が1時間に満たないとき、又は使用時間に1時間に満たない端数があるときは、1時間として計算する。

### 和歌山県告示第297号

県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウエーブ設置及び管理条例（平成17年和歌山県条例第86号）別表第5項の規定により知事が定める額を次のように定め、平成31年10月1日から適用する。

なお、平成26年和歌山県告示第307号（県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウエーブ附属設備利用料金の額）は、平成31年9月30日限り廃止する。

平成31年3月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 和歌山ビッグ愛

種 別	単 位	利用料金	備 考
舞 台 設 備	簡易ステージ	1式1日につき	1,470円
	演台	1台1日につき	420円
	司会者用演台	1台1日につき	200円
	花台	1台1日につき	200円
	ピアノ	1台1日につき	3,980円
	金屏風	1双1日につき	1,360円
	展示パネル	1枚1日につき	200円
	白布	1枚1日につき	630円
音 響 設 備	音響調整卓	1台1日につき	2,620円
	ワイヤレスマイク	1本1日につき	520円
	タイピンマイク	1本1日につき	520円
	マイク	1本1日につき	520円
	マイク設備 (会議室用)	1式1日につき	1,570円
	CDプレイヤー	1台1日につき	1,470円
	MDプレイヤー	1台1日につき	1,470円
	カセットデッキ	1台1日につき	1,470円
照 明 設 備	フライ照明	1式1日につき	2,100円
	アッパーホリゾンライト	1列1日につき	1,050円
	ローアホリゾンライト	1列1日につき	1,050円
	フットライト	1列1日につき	1,050円
	センターピンスポットライト	1式1日につき	1,570円
サイドスポットライト	1式1日につき	310円	
映 像 設 備	ビデオプロジェクター	1台1日につき	5,760円
	ビデオデッキ	1台1日につき	1,470円
	OHC	1台1日につき	1,470円
	液晶プロジェクター	1台1日につき	2,100円
	OHP	1台1日につき	1,050円
	マルチモニター	1台1日につき	420円
その他の附属設備	その都度知事が定める。		

## 備考

- 1 使用時間が1日に満たないとき、又は使用時間に1日に満たない端数があるときは、1日として計算する。
- 2 この表の利用料金の額には、附属設備の設営、操作及び撤去に必要な人件費は含まないものとする。

## 2 和歌山ビッグホール

種 別	単 位	利用料金	備 考
ホ ー ル	大型映像装置	1時間につき	8,800円
	電光表示板	1時間につき	440円
	可動席	1ブロック1日につき	16,500円
	移動席	1脚1日につき	30円

設備	長テーブル	1卓1日につき	50円	
	フォークリフト	1台1日につき	5,450円	
	コンパネ	1式1日につき	2,200円	
	仮設フロア	1枚1日につき	50円	
冷暖房設備		1時間につき	22,000円	
冷暖房設備(軽運動場のみを使用する場合)		1時間につき	1,100円	
舞台設備	仮設舞台	1式1日につき	39,600円	
	移動式ステージ	1台1日につき	330円	
	雑幕	1式1日につき	11,000円	
	金屏風	1双1日につき	4,400円	
	演壇	1卓1日につき	1,650円	花台を含む。
	司会者用机	1卓1日につき	440円	
	指揮者台	1台1日につき	330円	
	譜面台(指揮者用)	1台1日につき	110円	
	譜面台(一般用)	1台1日につき	10円	
	一般用椅子	1脚1日につき	30円	
音響設備	音響装置	1式1日につき	11,000円	マイクروفオン3本を含む。
	ワイヤレスマイクروفオン	1本1日につき	1,100円	
	マイクروفオン	1本1日につき	1,100円	
	CDプレーヤー	1台1日につき	1,100円	
	MDプレーヤー	1台1日につき	1,100円	
	ステージサイドスピーカー	1式1日につき	11,000円	
	カセットデッキ	1台1日につき	1,100円	
	ハネ返りステージスピーカー	1台1日につき	1,100円	
デジタルリバーブ	1台1日につき	1,100円		
照明設備	照明Aセット	1式1日につき	66,000円	
	照明Bセット	1式1日につき	44,000円	
	照明Cセット	1式1日につき	22,000円	
	アリーナ照明(全点灯)	1時間につき	2,750円	
	ピンスポット	1台1日につき	2,200円	
	アッパーホリゾントライト	1色1日につき	2,200円	
	ローアホリゾントライト	1色1日につき	1,100円	
体育器	LED得点表示板	1台1日につき	6,600円	
	テニスコートマット	1面1日につき	23,100円	
	バスケットボール用具	1組1日につき	1,980円	ボールを除く。
	フェンシング用具	1組1日につき	2,200円	
	ハンドボール用具	1組1日につき	1,100円	ボールを除く。
	バレーボール用具	1組1日につき	660円	ボールを除く。
	テニス用具	1組1日につき	550円	ラケット及びボールを除く。
	バドミントン用具	1組1日につき	330円	ラケット及びシャトルコックを除く。

具	卓球用具	1組1日につき	220円	ラケット及びボールを除く。
	卓球コートマット	1面1日につき	2,200円	
	柔道畳	1面1日につき	3,410円	
	空手フロアマット	1面1日につき	3,300円	
	綱引きロープ	1本1日につき	220円	
その他の附属設備		その都度知事が定める。		

## 備考

- 1 使用時間が1日に満たないとき、又は使用時間に1日に満たない端数があるときは、1日として計算する。
- 2 使用時間が1時間に満たないとき、又は使用時間に1時間に満たない端数があるときは、1時間として計算する。
- 3 この表の利用料金の額には、附属設備の設営、操作及び撤去に必要な人件費は含まないものとする。

## 3 和歌山ビッグウエーブ

種 別		単 位	利用料金	備 考
冷暖房設備	メインアリーナ	1時間につき	7,120円	
	サブアリーナ	1時間につき	1,890円	
	武道場	1時間につき	1,360円	
舞台設備	観覧席 (可動式)	1ブロック1日につき	10,720円	
	移動席	1脚1日につき	30円	
	移動舞台装置	1式1日につき	6,640円	
	演台	1組1日につき	780円	花台を含む。
ワイヤレスマイク		1本1日につき	520円	
プロジェクター・スクリーン		1組1日につき	1,390円	
CDデッキ		1台1日につき	640円	
体育器具	電光表示板 (多目的用)	1台1日につき	1,620円	
	バスケットボール用具	1組1日につき	1,980円	ボールを除く。
	フェンシング用具	1組1日につき	2,130円	
	ハンドボールゴール・ネット	1組1日につき	440円	
	バレーボール用具 (6人制)	1組1日につき	470円	ボールを除く。
	バレーボール用具 (9人制)	1組1日につき	450円	ボールを除く。
	ソフトバレーボール用具	1組1日につき	70円	ボールを除く。
	バレーボール審判台 (公式用)	1台1日につき	160円	
	バレーボール審判台 (練習用)	1台1日につき	40円	
	テニス用具	1組1日につき	300円	ラケット及びボールを除く。
	ソフトテニス用具	1組1日につき	200円	ラケット及びボールを除く。
	バドミントン用具	1組1日につき	550円	ラケット及びシャトルコックを除く。
	卓球用具	1組1日につき	220円	ラケット及びボールを除く。
	柔道畳 (電動収納畳)	1台1日につき	3,410円	
	柔道対戦ボード・タイマー	1組1日につき	410円	
	剣道対戦ボード・判定マーク	1組1日につき	500円	

空手フロアマット・電光表示板	1組1日につき	3,300円	
レスリング用具	1組1日につき	2,260円	
サッカー(フットサル)ゴール・ネット	1組1日につき	330円	
ウェイトリフティングプラットフォーム (公式用)	1台1日につき	790円	
ウェイトリフティングプラットフォーム (練習用)	1台1日につき	220円	
その他の附属設備	その都度知事が定める。		

## 備考

- 1 使用時間が1日に満たないとき、又は使用時間に1日に満たない端数があるときは、1日として計算する。
- 2 使用時間が1時間に満たないとき、又は使用時間に1時間に満たない端数があるときは、1時間として計算する。
- 3 この表の利用料金の額には、附属設備の設営、操作及び撤去に必要な人件費は含まないものとする。

## 公安委員会告示

## 和歌山県公安委員会告示第9号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条の3第2項(同法第7条の3第3項において準用する場合を含む。)の規定による診断を行う医師を次のとおり指定した。

平成31年3月29日

和歌山県公安委員会委員長 溝 端 莊 悟

## 1 指定した医師等

医師の氏名	勤務する病院名	病院の所在地
高橋隼	和歌山県立医科大学附属病院	和歌山市紀三井寺811番地1
上田英樹	上田神経科クリニック	和歌山県伊都郡かつらぎ町笠田東171番地

## 2 指定期間

平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

## 和歌山県公安委員会告示第10号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第12条の3の規定による診断を行う医師を次のとおり指定した。

平成31年3月29日

和歌山県公安委員会委員長 溝 端 莊 悟

## 1 指定した医師等

医師の氏名	勤務する病院名	病院の所在地	診断の対象者
鶴飼聡	和歌山県立医科大学附属病院	和歌山市紀三井寺811番地1	銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第3号に規定する政令で定める病気(銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)第8条第3号に定める病気を除く。)にかかっている者並びに同法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者
山本真弘	同上	同上	
森田佳寛	和歌山県立こころの医療センター	和歌山県有田郡有田川町庄31番地	



小瀬朝海	同上	同上	
北内信太郎	同上	同上	
朝井廉	同上	同上	
糸川秀彰	紀南こころの医療センター	和歌山県田辺市たきない町25番1号	
辻富基美	和歌山県立医科大学附属病院	和歌山市紀三井寺811番地1	銃砲刀剣類所持等取締法施行令第8条第3号に定める病気にかかっている者
大谷和正	おおたにクリニック	和歌山県御坊市名田町野島1番地7	
高橋隼	和歌山県立医科大学附属病院	和歌山市紀三井寺811番地1	介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2に規定する認知症である者
上田英樹	上田神経科クリニック	和歌山県伊都郡かつらぎ町笠田東171番地	

## 2 指定期間

平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

## 和歌山・徳島連合海区漁業調整委員会指示

## 和歌山・徳島連合海区漁業調整委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、瀬戸内海に隣接する海域（紀伊水道外域）におけるさわらを対象とした漁業について、次のとおり指示する。

平成31年3月29日

和歌山・徳島連合海区漁業調整委員会会長  
岡 本 彰

## 1 定義

この指示において「瀬戸内海に隣接する海域（紀伊水道外域）」とは、和歌山県紀伊日ノ御崎灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線、和歌山県西牟婁郡白浜町瀬戸崎から徳島県海部郡牟岐町牟岐漁港古牟岐東防波堤灯台に至る直線及び陸岸によって囲まれた水域をいう。

## 2 操業の制限

平成31年5月15日から同年6月20日までの間、さわらを目的とした操業を禁止する。

## 3 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までとする。

## 訓 令

## 和歌山県訓令第8号

庁 中 一 般  
各 地 方 機 関

和歌山県公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県公文書管理規程の一部を改正する訓令

和歌山県公文書管理規程（平成13年和歌山県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																		
別表第 1 (第 15 条、第 57 条関係) 1・2 略 3 地方機関 (1) 略 (2) 内部組織に記号を付与されていない地方機関	別表第 1 (第 8 条、第 15 条、第 57 条関係) 1・2 略 3 地方機関 (1) 略 (2) 内部組織に記号を付与されていない地方機関																		
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 70%;">地方機関名</th> <th style="width: 30%;">記号</th> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土砂災害啓発センター</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table>	地方機関名	記号	略		土砂災害啓発センター	略	略		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 70%;">地方機関名</th> <th style="width: 30%;">記号</th> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土砂災害啓発センター</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>南紀白浜空港管理事務所</td> <td>南空管</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table>	地方機関名	記号	略		土砂災害啓発センター	略	南紀白浜空港管理事務所	南空管	略	
地方機関名	記号																		
略																			
土砂災害啓発センター	略																		
略																			
地方機関名	記号																		
略																			
土砂災害啓発センター	略																		
南紀白浜空港管理事務所	南空管																		
略																			

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第9号

庁 中 一 般  
各 か い  
各 地 方 機 関

和歌山県物品調達事務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県物品調達事務規程の一部を改正する訓令

和歌山県物品調達事務規程（平成10年和歌山県訓令第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
別表第 2 (第 14 条関係) 会計局総務事務集中課及び各振興局の集中調達物品の調達に関する所管	別表第 2 (第 14 条関係) 会計局総務事務集中課及び各振興局の集中調達物品の調達に関する所管								
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 90%;">所管するかい等</th> </tr> <tr> <td>会計局総務事務集中課</td> <td>海草振興局 文書館 消防学校 和歌山県税事務所 環境衛生研究センター 動物愛護センター 消費生活センター 男女共同参画センター 子ども・女性・障害者相談センター 精神保健福祉センター 公営競技事務所 工業技術センター 和歌山産業技術専門学院 和歌山下津港湾事務所 教育センター 学びの丘教育相談室 向陽中学校 桐蔭中学校 向陽高等学校 桐蔭高等学校 星林高等学校 和歌山北高等学校 和歌山東高等学校 和歌山工業高等学校 和歌山商業高等学校 海南高等学校 きのくに青雲高等学校 和歌山盲学校 和歌山ろう学校 紀北支援学校 紀伊コスモ</td> </tr> </table>	区分	所管するかい等	会計局総務事務集中課	海草振興局 文書館 消防学校 和歌山県税事務所 環境衛生研究センター 動物愛護センター 消費生活センター 男女共同参画センター 子ども・女性・障害者相談センター 精神保健福祉センター 公営競技事務所 工業技術センター 和歌山産業技術専門学院 和歌山下津港湾事務所 教育センター 学びの丘教育相談室 向陽中学校 桐蔭中学校 向陽高等学校 桐蔭高等学校 星林高等学校 和歌山北高等学校 和歌山東高等学校 和歌山工業高等学校 和歌山商業高等学校 海南高等学校 きのくに青雲高等学校 和歌山盲学校 和歌山ろう学校 紀北支援学校 紀伊コスモ	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 90%;">所管するかい等</th> </tr> <tr> <td>会計局総務事務集中課</td> <td>海草振興局 文書館 消防学校 和歌山県税事務所 環境衛生研究センター 動物愛護センター 消費生活センター 男女共同参画センター 子ども・女性・障害者相談センター 公営競技事務所 工業技術センター 和歌山産業技術専門学院 和歌山下津港湾事務所 教育センター 学びの丘教育相談室 向陽中学校 桐蔭中学校 向陽高等学校 桐蔭高等学校 星林高等学校 和歌山北高等学校 和歌山東高等学校 和歌山工業高等学校 和歌山商業高等学校 海南高等学校 きのくに青雲高等学校 和歌山盲学校 和歌山ろう学校 紀北支援学校 紀伊コスモス支援学校 和歌山さく</td> </tr> </table>	区分	所管するかい等	会計局総務事務集中課	海草振興局 文書館 消防学校 和歌山県税事務所 環境衛生研究センター 動物愛護センター 消費生活センター 男女共同参画センター 子ども・女性・障害者相談センター 公営競技事務所 工業技術センター 和歌山産業技術専門学院 和歌山下津港湾事務所 教育センター 学びの丘教育相談室 向陽中学校 桐蔭中学校 向陽高等学校 桐蔭高等学校 星林高等学校 和歌山北高等学校 和歌山東高等学校 和歌山工業高等学校 和歌山商業高等学校 海南高等学校 きのくに青雲高等学校 和歌山盲学校 和歌山ろう学校 紀北支援学校 紀伊コスモス支援学校 和歌山さく
区分	所管するかい等								
会計局総務事務集中課	海草振興局 文書館 消防学校 和歌山県税事務所 環境衛生研究センター 動物愛護センター 消費生活センター 男女共同参画センター 子ども・女性・障害者相談センター 精神保健福祉センター 公営競技事務所 工業技術センター 和歌山産業技術専門学院 和歌山下津港湾事務所 教育センター 学びの丘教育相談室 向陽中学校 桐蔭中学校 向陽高等学校 桐蔭高等学校 星林高等学校 和歌山北高等学校 和歌山東高等学校 和歌山工業高等学校 和歌山商業高等学校 海南高等学校 きのくに青雲高等学校 和歌山盲学校 和歌山ろう学校 紀北支援学校 紀伊コスモ								
区分	所管するかい等								
会計局総務事務集中課	海草振興局 文書館 消防学校 和歌山県税事務所 環境衛生研究センター 動物愛護センター 消費生活センター 男女共同参画センター 子ども・女性・障害者相談センター 公営競技事務所 工業技術センター 和歌山産業技術専門学院 和歌山下津港湾事務所 教育センター 学びの丘教育相談室 向陽中学校 桐蔭中学校 向陽高等学校 桐蔭高等学校 星林高等学校 和歌山北高等学校 和歌山東高等学校 和歌山工業高等学校 和歌山商業高等学校 海南高等学校 きのくに青雲高等学校 和歌山盲学校 和歌山ろう学校 紀北支援学校 紀伊コスモス支援学校 和歌山さく								

	ス支援学校 和歌山さくら支援学校 図書館 近代美術館 博物館 紀伊風 土記の丘 自然博物館		ら支援学校 図書館 近代美術館 博 物館 紀伊風土記の丘 自然博物館
略		略	
西牟 婁振 興局	西牟婁振興局 防災航空センター 紀 南県税事務所 紀南児童相談所 田辺 産業技術専門学院 世界遺産センター 農林大学校林業研修部 林業試験場 西牟婁教育支援事務所 給与福利課 紀南分室 教育センター 学びの丘 田 辺中学校 南部高等学校 田辺高等学 校 田辺工業高等学校 神島高等学 校 熊野高等学校 南紀高等学校 南紀 支援学校 はまゆう支援学校 紀南図 書館	西牟 婁振 興局	西牟婁振興局 防災航空センター 紀 南県税事務所 紀南児童相談所 田辺 産業技術専門学院 世界遺産センター 農林大学校林業研修部 林業試験場 南紀白浜空港管理事務所 西牟婁教 育支援事務所 給与福利課 紀南分室 教育センター 学びの丘 田辺中学校 南部高等学校 田辺高等学校 田辺工 業高等学校 神島高等学校 熊野高等 学校 南紀高等学校 南紀支援学校 はまゆう支援学校 紀南図書館
略	略	略	略

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

会計管理者訓令

和歌山県会計管理者訓令第1号

庁 中 一 般  
各 か い

和歌山県つり銭用資金取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月29日

和歌山県会計管理者 中 西 淳

和歌山県つり銭用資金取扱規程の一部を改正する訓令

和歌山県つり銭用資金取扱規程（平成17年和歌山県出納長訓令第1号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
保管させる 出納員名	目的	交付限度 額	保管させる 出納員名	目的	交付限度 額
略			略		
工業技術セ ンターの出 納員	略	略	工業技術セ ンターの出 納員	略	略
図書館の出 納員	略	略	南紀白浜空 港管理事務 所の出納員	南紀白浜空 港管理事務 所の現金の収納に 際し必要なつり銭に 充てるため。	20,000円
略			図書館の出 納員	略	略
略			略		

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

公 告

公 告

和歌山県流域下水道条例（平成12年和歌山県条例第80号）第3条の規定により、紀の川流域下水道の指定管理者を次のとおり指定した。

平成31年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 公益財団法人和歌山県下水道公社  
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字窪470番地の1
- 2 指定の期間 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

公 告

和歌山県流域下水道条例（平成12年和歌山県条例第80号）第3条の規定により、紀の川中流流域下水道の指定管理者を次のとおり指定した。

平成31年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 公益財団法人和歌山県下水道公社  
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字窪470番地の1
- 2 指定の期間 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

都市計画の図書の写しの縦覧公告

串本町から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成31年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称  
串本都市計画下水道
- 2 縦覧場所  
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課